

新得町老人クラブ連合会規約

(名 称)

第1条 本会は、新得町老人クラブ連合会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、新得町保健福祉センター内に置く。

(会 員)

第3条 本会の会員は、町内の各単位老人クラブに加入しているものとする。

(目 的)

第4条 本会は、老人クラブ相互の連絡協調と普及発展を図り、老人福祉増進に資することを目的とする。

(事 業)

第5条 本会は、第4条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 各単位老人クラブの連絡調整
- (2) 老人クラブの育成指導
- (3) 老人クラブの各種研修事業
- (4) 老人福祉思想の普及発展
- (5) 老人クラブの調査研究
- (6) 関係機関及び関係団体との連絡調整
- (7) その他目的の達成に必要な事業

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	2名
理 事	若干名
監 事	2名

(選 任)

第7条 会長、副会長、理事及び監事は総会において選任する。

- 2 役員は各単位クラブ会長と、単位クラブ会員のうちから単位クラブ会長より推薦された者とする。
- 3 推薦人数は、14名以下の単位クラブは最低1名、15名以上の単位クラブは最低2名とする。

(役員の仕事)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、本会の業務を執行する。

4 監事は、本会の業務を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠によって就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第10条 本会の事務を遂行するため、事務局を設け次の者を置く。

新得町社会福祉協議会 事務局長 1名

新得町社会福祉協議会 職員 1名

単位クラブ 会員 2名

(任意の2つの単位クラブより各1名)

(顧問)

第11条 本会に顧問を置くことができる。

(総会)

第12条 総会は、定期総会と臨時総会とする。

2 定期総会は年一回とし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

3 会議の議決は、出席者の過半数により、可否同数の時は議長の決するところによる。

4 総会は、次の事項を審議する。

(1) 事業の計画並びに収支予算

(2) 事業の経過報告並びに収支予算

(3) 役員を選任

(4) 規約の改正

(5) その他会長が必要と認めた事項

5 総会は、本会の会員をもって組織する。各単位クラブより本会役員及び事務局を除いて、最低1名の出席を必要とする。

(理事会)

第13条 理事会は、必要に応じて開催し、次の事項を審議する。

(1) 総会に附議すべき事項

(2) 会務の執行に関する事

(3) 諸規程の制定及び改廃

(4) 総会の議決で委任された事項

(5) その他必要と認めた事項

2 理事会は、事業が急を要し、総会召集のいとまがない場合、あるいは、軽易な事項については、総会の代わりにこれを審議する。

ただし、理事会における決定事項のうち、重要なものは、次回総会に報告して承認

を得るものとする。

(会 議)

第14条 総会及び理事会は、会長が召集し、総会の議長は代議員のうちから推薦されたものがあたり、理事会の議長は会長があたる。

(経 理)

第15条 本会の経理は、会費、補助金及び寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第17条 単位老人クラブが解散した時は、当該老人クラブの代表者が、単位老人クラブ解散届けを速やかに新得町老人クラブ連合会会長へ届け出なければならない。また、活動休止後5年が経過したクラブは解散とみなす。

(補 則)

第18条 本規約に定めるもののほか、必要な事項は理事会の議決を得て会長が定める。

附 則

1 この規約は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

1 この規約は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成13年5月9日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成19年5月15日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成23年4月28日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成28年5月23日から施行する。

附 則

1 この規約は、令和3年4月28日から施行する。

附 則

1 この規約は、令和3年5月14日から施行する。

附 則

1 この規約は、令和4年5月10日から施行する。

附 則

1 この規約は、令和5年3月31日から施行する。